個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金ファイル	
行政機関等の名称	生駒市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉健康部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関し、法令等に定める受理事務及び経由事務を行う	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7家族（親族）、8婚姻、9資産、10収入、11課税、12納税、13基礎年金番号、14個人番号、15病歴、16障害	
記録範囲 （記録される個人の範囲）	国民年金加入者及び国民年金受給者	
記録情報の収集方法	収集の相手方	本人、日本年金機構
	収集の手段	国民年金被保険者関係届出書等、住民基本台帳データ等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	■含む　　□含まない	
記録情報の経常的提供先	介護保険課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） 生駒市　総務部　総務課　情報統計係	
	（所在地） 〒630-0288　奈良県生駒市東新町8番38号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有　　■無	
備　　考	―	

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">一人暮し台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">生駒市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">福祉健康部福祉政策課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">一人暮しの高齢者の生活実態を把握し、平常時や緊急時の支援等に資する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7家族（親族）、8住民票コード（宛名番号）、9病歴、10障害、11相談内容</td></tr>
<tr><td>記録範囲
（記録される個人の範囲）</td><td colspan="2">市内に住む原則70歳以上の一人暮らしの高齢者とその関係者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">記録情報の収集方法</td><td>収集の相手方</td><td>本人、民生児童委員、親族、支援者</td></tr>
<tr><td>収集の手段</td><td>住民基本台帳データ、ひとり暮らし高齢者調査票</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">■含む　　□含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">消防本部予防課、社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）　生駒市　総務部　総務課　情報統計係</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）　〒630-0288　奈良県生駒市東新町8番38号</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第2項第1号
（電算処理ファイル）</td><td>□法第60条第2項第2号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第7項に該当するファイル
■有　　□無</td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">要援護者台帳</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">生駒市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">福祉健康部福祉政策課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">災害時要援護者の把握を行い、自治会等と連携し、災害時要援護者の避難支援体制を整備する</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7家族（親族）、8住民票コード（宛名番号）、9病歴、10障害、11医師等の指導（診療）</td></tr>
<tr><td>記録範囲
（記録される個人の範囲）</td><td colspan="2">市内に住む70歳以上の一人暮らしの者とその関係者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">記録情報の収集方法</td><td>収集の相手方</td><td>本人、親族、支援者、介護保険課、障がい福祉課</td></tr>
<tr><td>収集の手段</td><td>住民基本台帳データ、介護保険システムデータ、障害者台帳データ、難病患者要支援者台帳データ、災害時要援護者調査票、災害時要援護者台帳登録申請書兼個別支援計画書</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">■含む　　□含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">自治会、民生・児童委員、避難支援員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）　生駒市　総務部　総務課　情報統計係</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）　〒630-0288　奈良県生駒市東新町8番38号</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第2項第1号
（電算処理ファイル）</td><td>□法第60条第2項第2号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第7項に該当するファイル
■有　　□無</td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	交通費等助成ファイル	
行政機関等の名称	生駒市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉健康部福祉政策課	
個人情報ファイルの利用目的	生きいきクーポン券交付のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所	
記録範囲 （記録される個人の範囲）	市内に住む高齢者（段階的に75歳まで引き上げ）	
記録情報の収集方法	収集の相手方	本人
	収集の手段	住民基本台帳データ
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む　　■含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）　生駒市　総務部　総務課　情報統計係	
	（所在地）　〒630-0288　奈良県生駒市東新町8番38号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有　　■無	
備　　考	―	